

『三訂版』 農地法読本』

左記のように訂正をさせていただきます。

二七三頁 終わりから五行目(アンダーラインの部分のみ訂正します)

(訂正前)

ウ 農地法の処分に関係するものは、右の一号または二号の場合です。例えば、農業委員会は、行審法九条一項三号に規定する委員会に該当しますから、農業委員会が裁決をしようとする場合には、諮問は不要と解されます。



(訂正後)

ウ 農地法の処分に関係するものは、右の一号の場合です。また、農業委員会は、行審法九条一項三号に規定する委員会に該当しますから、農業委員会が裁決をしようとする場合には、諮問は不要と解されます。